

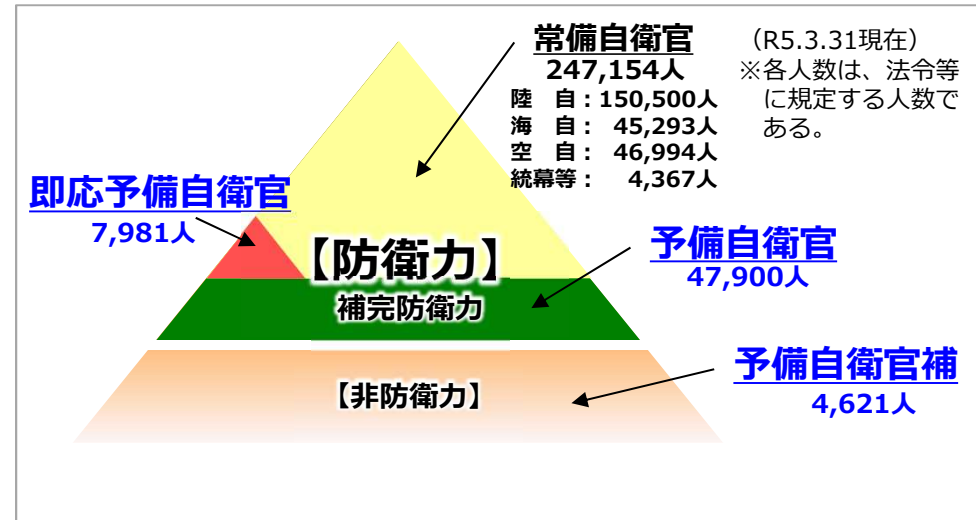
予備自衛官等制度（予備自衛官等に必要な経費）

【令和5年度予算額】 歳出ベース：63億円（契約ベースも同額）

1. 事業概要

【予備自衛官等について】

- 防衛省・自衛隊においては、各種事態の際に、必要な数の自衛官を迅速かつ計画的に確保することを目的として、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度を設け、常備自衛官を補完している。
- 予備自衛官等制度の維持・運用のため、予備自衛官等に対し手当や訓練への出頭旅費等の支給、雇用企業に対し給付金の支給等を行っている。



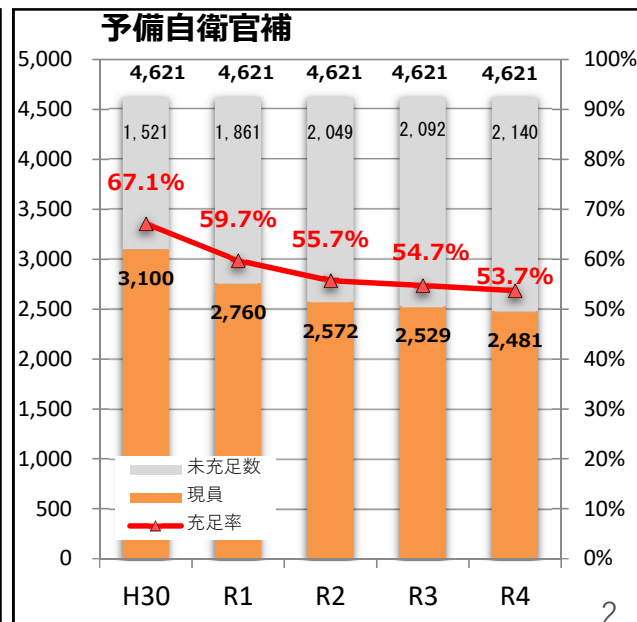
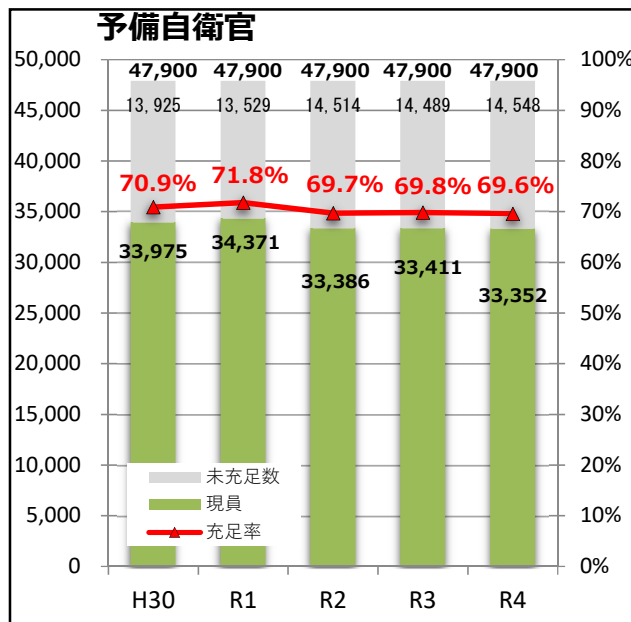
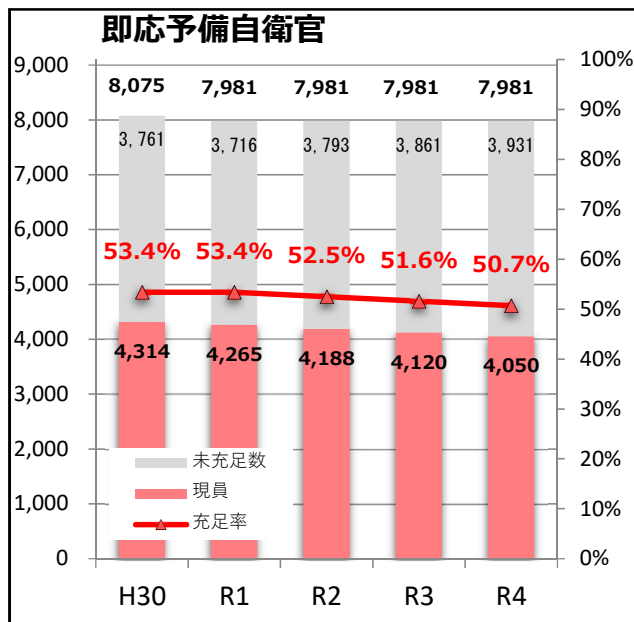
2. 論点

- 常備自衛官を効果的に補完するため、制度見直しをどのように進めていくべきか。
次ページにある現状の問題認識・課題を踏まえ、予備自衛官等の充足率向上のため、必要な制度の見直しを行うもの。

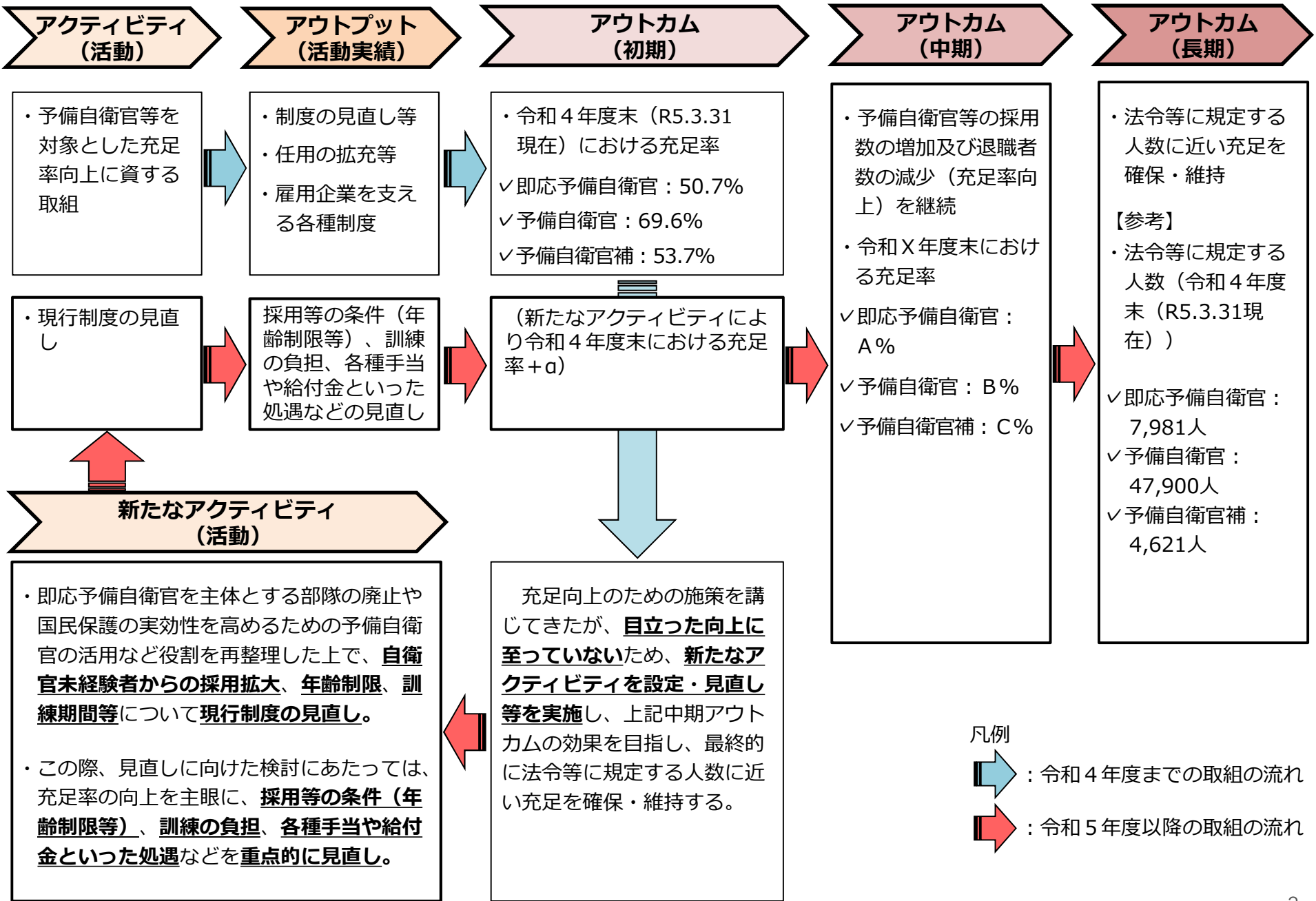
3. 現状の問題認識・課題

- 安全保障環境が急速に厳しさを増していることを踏まえれば、いざという時に自衛官とともに様々な任務に就く予備自衛官等の人材確保や体制強化は、極めて重要な課題。
- 一方で、近年、**即応予備自衛官及び予備自衛官の低充足が常態化**しており、これまでも**充足向上のための施策を講じてきたが、目立った向上に至っていない。**
- 即応予備自衛官、予備自衛官の**主たる採用ソースである自衛官を対象としたアンケート調査（R3年度）**によれば、自衛官を退職後に**予備自衛官等を志願しない理由の約7割が「仕事と両立できるかが不安」**であった。
- また、近年、**採用者数（インプット）に比べ退職者数（アウトプット）が多い傾向**にあり、**退職理由に着目すると、主だった理由は次の2点**であり、これらの退職理由は、**自衛官が退職後に予備自衛官等への志願を敬遠する理由に結びついている可能性**も考えられる。
 - ・「**生業と訓練との両立が困難**」を理由とする退職者（**即応予備自衛官：約6割、予備自衛官：約3割**）※
 - ・現行の「**年齢制限**」を理由とする退職者（**即応予備自衛官：約2割、予備自衛官：約4割**）※

※上記割合はR3年度の全退職者に占める割合である。
- 作戦環境の変化や自衛隊の任務が多様化する中で、**予備自衛官等が常備自衛官を効果的に補完しうるよう、充足率の向上のみならず、予備自衛官等に係る制度を抜本的に見直し、体制強化を図る必要。**



4. ロジックモデル



(参考資料)

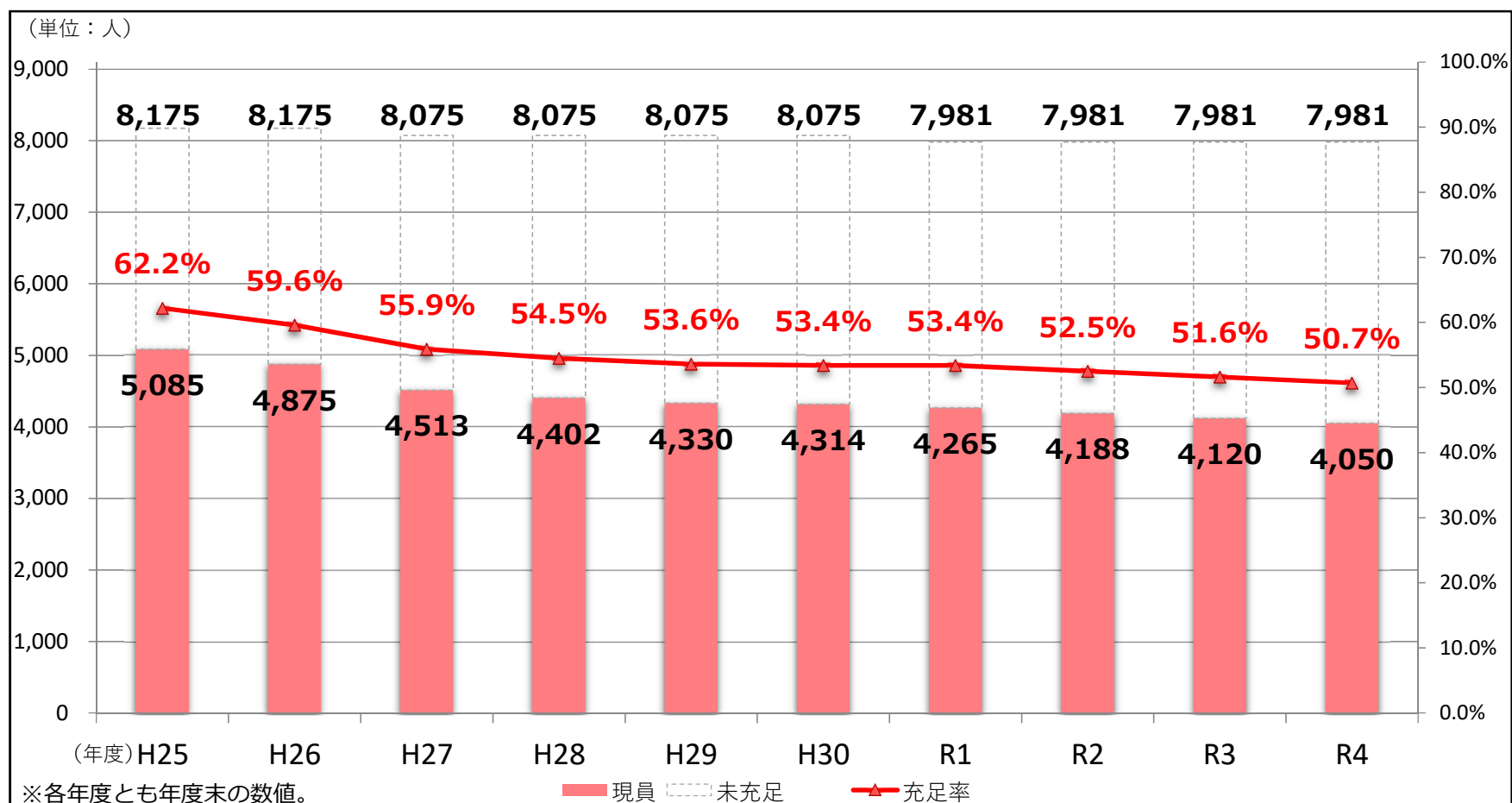
予備自衛官等制度の概要

R 5.4.1現在
(※現員 R 5.3.31現在)

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
導入年度	平成9年度	昭和29年度	平成13年度
有事の際の役割	第一線部隊の一員として任務に就く	後方地域の警備、後方支援等の任務に就く	
招集区分	防衛招集、国民保護等招集 治安招集、災害等招集、訓練招集	防衛招集、国民保護等招集 災害招集、訓練招集	教育訓練招集
法令等に規定する人数	7,981人（陸自のみ）	47,900人 （陸自：46,000人 海自：1,100人 空自：800人）	4,621人 （陸自：4,600人 海自：21人）
現員	4,050人（充足率：50.7%）	33,352人（充足率：69.6%）	2,481人（うち海自：4人）
採用年齢	2尉、3尉、准尉、 曹長、1曹：52歳未満 2曹、3曹：51歳未満 士：50歳未満	1佐：59歳未満 2佐、3佐：58歳未満 1尉、2尉、3尉、 准尉、曹長、1曹：57歳未満 2曹、3曹：56歳未満 士：55歳未満	一般：18歳以上34歳未満 技能：18歳以上で、技能に応じ53～ 55歳未満 技能区分（衛生、語学、整備、情報処理、通信、 電気、建設、放射線管理、法務、船舶、 人事、システム防護）
任用期間	3年（継続任用も可） 上限年齢：2尉～1曹は52歳未満、 2曹～3曹は51歳未満、 士は50歳未満まで継続任用	3年（継続任用も可） （上限年齢：62歳未満まで継続任用） ※技能予備自衛官の一部（【共通】衛生【陸】整備、 電気、建設、放射線管理【空】語学）を対象に継続任 用時の上限制限を試行的に廃止（令和5年度）	-
訓練／ 教育訓練 日数	30日間／年	5日間／年（自衛隊法上は20日以内／年） ※一般公募予備自から即自への志願者 軽火器：36日間／3年以内 迫撃砲：39日間／3年以内	一般：50日間／3年以内 技能：10日間／2年以内
処遇	即応予備自衛官手当：16,000円／月 訓練招集手当：10,400円～14,200円／日 勤続報奨金：120,000円／1任期（3年）	予備自衛官手当：4,000円／月 訓練招集手当：8,100円／日 ※予備自衛官補出身者の即応予備自衛官になるため の訓練における訓練招集手当は8,300円／日	教育訓練招集手当：8,800円／日
雇用企業 への給付金	即応予備自衛官雇用企業給付金 42,500円／月（年間51万円）	即応予備自衛官育成協力企業給付金 一般公募予備自が即自に任用された場合：56万円	-
	雇用企業協力確保給付金 34,000円／日		

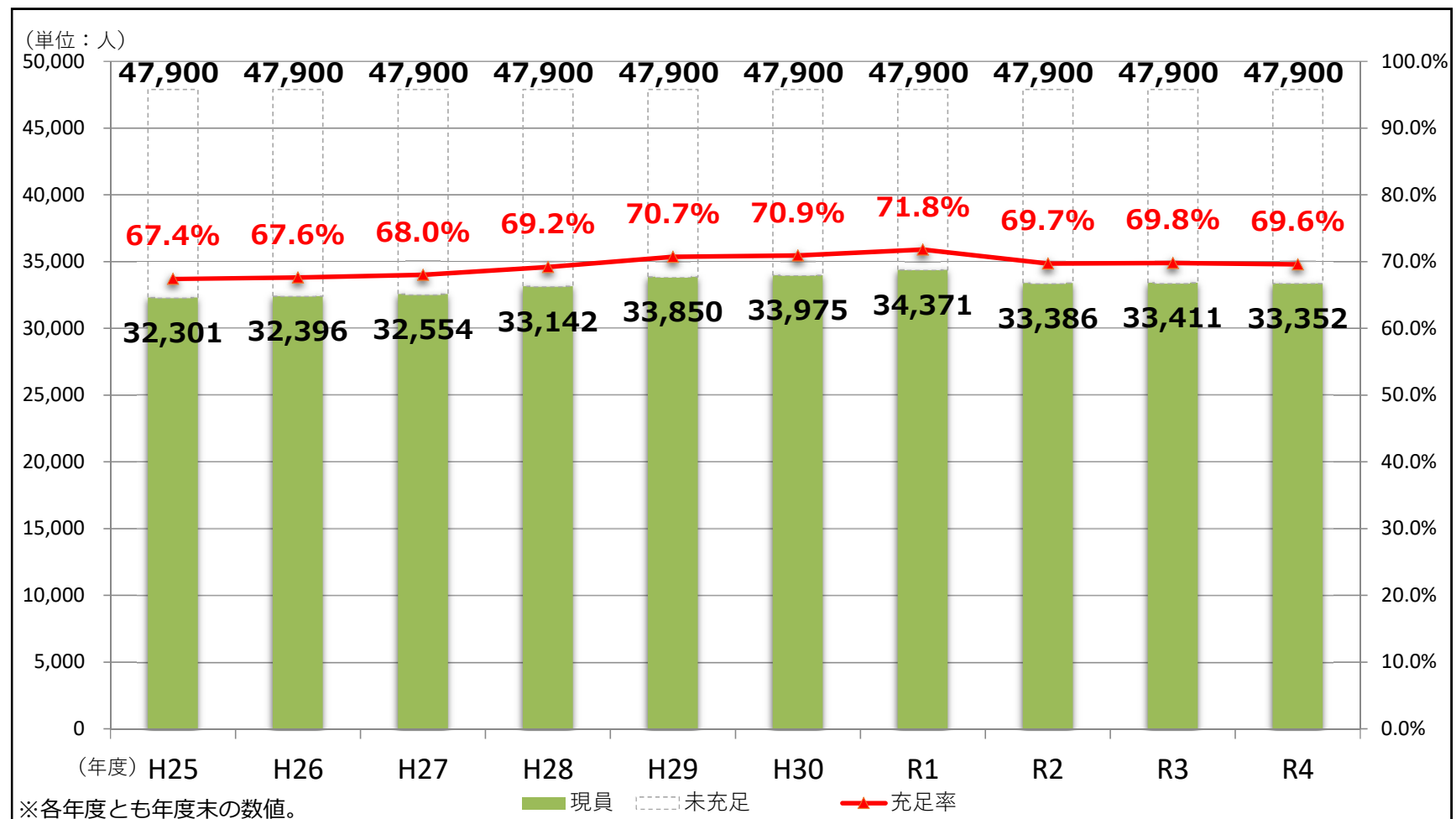
即応予備自衛官の充足状況

- 近年、即応予備自衛官の充足率は年々低下し続けており、低充足が常態化。
- 自衛官を対象としたアンケート調査（R3年度）によれば、自衛官を退職後に即応予備自衛官又は予備自衛官を志願しない理由の約7割が「仕事と両立できるかが不安」
- 即応予備自衛官を退職する主な理由は、①「生業と訓練の両立が困難」が退職者全体の約6割、②現行の「年齢制限」が退職者全体の約2割



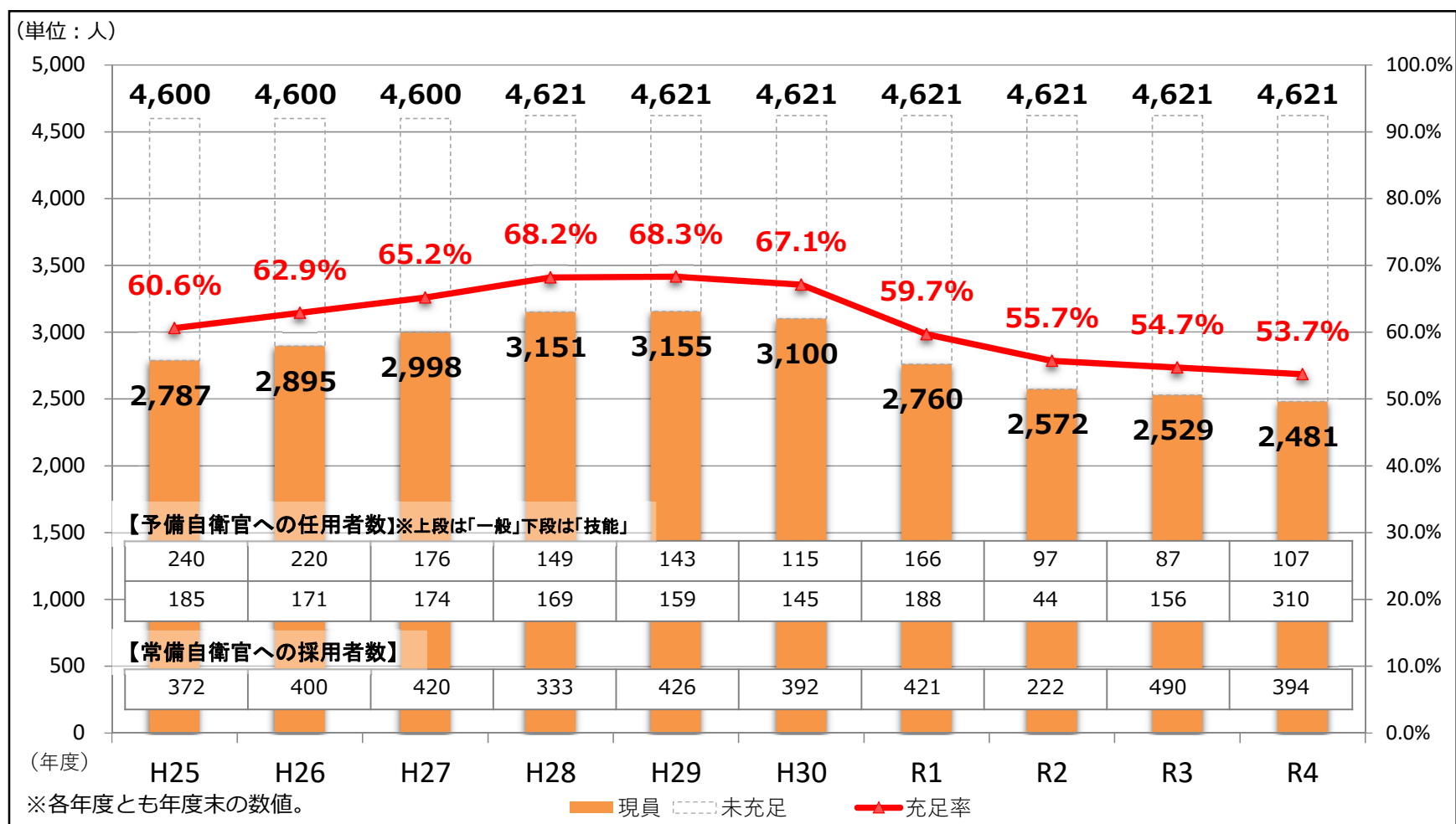
予備自衛官の充足状況

- 近年、予備自衛官の充足率は70%前後を推移しており、低充足が常態化。
- 自衛官を対象としたアンケート調査（R3年度）によれば、自衛官を退職後に即応予備自衛官又は予備自衛官を志願しない理由の約7割が「仕事と両立できるかが不安」
- 予備自衛官を退職する主な理由は、①「生業と訓練の両立が困難」が退職者全体の約3割、②現行の「年齢制限」が退職者全体の約4割



予備自衛官補の充足状況

- 予備自衛官補制度は、主として自衛官未経験者を予備自衛官補（一般・技能）として採用し、所要の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度。平成13年度に陸上自衛隊に導入し、平成28年度に海上自衛隊にも導入。
- 予備自衛官補から予備自衛官への任用者数は年々低下し続けており、任用者数の向上を図ることが喫緊の課題。
- 予備自衛官補が常備自衛官の採用試験を受験し採用されているケースもあり、常備自衛官の確保に一定程度貢献。



見直しに向けた今後の方向性

- ① 即応予備自衛官を主体とする部隊の廃止や国民保護の実効性を高めるための予備自衛官の活用など役割を再整理した上で、**自衛官未経験者からの採用拡大、年齢制限、訓練期間等**について現行制度の見直しを行う。
- ② この際、見直しに向けた検討にあたっては、充足率の向上を主眼に、**採用等の条件（年齢制限等）、訓練の負担、各種手当や給付金といった処遇**などを**重点的に見直し**。
- ③ この検討の一環として**本年4月から一部の技能予備自衛官を対象に継続任用時の上限年齢（62歳未満）を試行的に廃止**することに着手。

重点検討項目

採用等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 採用時の上限年齢 予備自衛官等の採用時の上限年齢（例 予備自衛官補（一般：34歳未満、技能：53歳～55歳未満）） ➢ 継続任用時の上限年齢 予備自衛官の継続任用時の上限年齢（62歳未満） 	等	検討を踏まえた各種制度の見直し
訓練の負担	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 訓練/教育訓練日数 即応予備自衛官：30日間/年、予備自衛官補（一般）：50日/3年 ➢ 訓練等の招集に伴う休暇取得のあり方 公務員が、訓練等に応じて、平素の勤務先を離れる場合、給与が減額されるため有給休暇を取得 	等	
処遇	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 手当及び給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即応予備自衛官手当及び予備自衛官手当 （即応予備自衛官：16,000円/月、予備自衛官：4,000円/月） ・ 即応予備自衛官及び予備自衛官の訓練招集手当 （即応予備自衛官：10,400～14,200円/日、予備自衛官：8,100円/日） ・ 雇用企業に対する給付金 （即応予備自衛官雇用企業給付金、即応予備自衛官育成協力企業給付金、雇用企業協力確保給付金） 	等	



予備自衛官の継続任用時の上限年齢廃止（試行）について

人材確保及び充足向上の観点から、特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官（技能予備自衛官）のうち、一部の技能予備自衛官を対象に、継続任用時の年齢制限を試行的に廃止

【各幕僚監部で定める制度改正のイメージ図(参考)】

制度イメージ【改正前】		
一般の予備自衛官 (上限年齢あり)	✓ 各自衛隊共通	任用の日 継続任用上限年齢(62歳未満) 退職年齢(65歳未満) 
技能予備自衛官 (上限年齢あり)	✓ 陸自: 衛生(医師以外)、語学、整備、システム防護(サイバー)、情報処理、通信、電気、建設、放射線管理、法務、人事 ✓ 海自: 衛生、船舶 ✓ 空自: 衛生(医師以外)、語学	任用の日 継続任用上限年齢(62歳未満) 退職年齢(65歳未満) 
技能予備自衛官 (上限年齢なし)	✓ 陸自: 衛生(医師のみ) ✓ 空自: 衛生(医師のみ)	任用の日 自衛隊以外で常勤医師(週32時間以上勤務)として勤務している場合、上限年齢を設けない。 



制度イメージ【改正後】		
一般の予備自衛官 (上限年齢あり)	✓ 各自衛隊共通	任用の日 継続任用上限年齢(62歳未満) 退職年齢(65歳未満) 
技能予備自衛官 (上限年齢あり)	✓ 陸自: 語学、システム防護(サイバー)、情報処理、通信、法務、人事 ✓ 海自: 船舶	任用の日 継続任用上限年齢(62歳未満) 退職年齢(65歳未満) 
技能予備自衛官 (上限年齢なし) ※ 今後、逐次対象技能を拡大	✓ 共通: 衛生 《練度維持の観点から自衛隊以外での勤務時間(週)を要件 陸:32時間以上、海:なし、空:8時間以上》 ✓ 陸自: 整備、電気、建設、放射線管理 ✓ 空自: 語学	任用の日 「衛生」の上限年齢は各幕僚監部が定める要件を満たした場合に限る。 

予備自衛官等の充足向上等のための施策①

退職する自衛官に対する予備自衛官等の制度に関する説明及び志願の働きかけを行うほか充足向上等のための施策（以下）を実施

【制度の見直し等】

（１）海上自衛隊における予備自衛官補の導入

民間海上輸送力の活用に係るPFI事業の実施に伴い、海上自衛隊に予備自衛官補制度を導入（H28.5～）

（２）熊本地震の教訓反省として招集手続の見直し

平成28年4月に発生した熊本地震において、即応予備自衛官の招集時に出頭すべき日以前に部隊に到着した者が相当数いた実績を踏まえ、予備自衛官等に異議がないときは、その日数を短縮することができるよう、招集手続を見直し（H28.8～）

（３）予備自衛官・即応予備自衛官の防衛記念章の着用要領の変更

予備自衛官等の防衛記念章の着用は「自衛官であった者」に限られていたところ、自衛官経験がなくとも予備自衛官等は招集（訓練招集を除く。）に応じ出頭すれば自衛官として活動することから「自衛官であった者」と限定することなく防衛記念章を着用できる要領に変更（R2.3～）

（４）予備自衛官等応招確認システムの導入（P14参照）

大規模災害発生時における初動に迅速に対応するため、応招確認システムを導入（R2.4～）

（５）eラーニングによる教育の導入（P15参照）

予備自衛官補（一般）の教育訓練招集による移動及び時間の効率化を図るため、インターネットサービスを活用したeラーニングによる教育の導入（R2.4～）

（６）予備自衛官補の募集計画数の拡大

予備自衛官補の募集計画数について、これまで約1,620名であったところ、約1,920名に拡大（R4.1～）

予備自衛官等の充足向上等のための施策②

【任用の拡充等】

(1) 民間部門に再就職する自衛官の予備自衛官への活用

自衛隊操縦士の民間における活用（割愛）により再就職した航空機操縦士（元自衛官）を予備自衛官に任用（H26.8～）

(2) 予備自衛官等の採用要件等の見直し

予備自衛官等の充足向上を図るため、次のとおり採用要件等の見直しを実施（H30.10～）

- ・ 予備自衛官について、士長以下の採用上限年齢を「37歳未満」から「55歳未満」に上げるとともに、任用上限年齢を「61歳未満」から「62歳未満」に上げたほか、医師の資格を有する技能予備自衛官について、継続任用時の上限年齢（62歳未満）を廃止
- ・ 即応予備自衛官について、士長以下の採用上限年齢を「32歳未満」から「50歳未満」に上げ

(3) 一般公募予備自衛官*から即応予備自衛官への任用（P16参照）

自衛官経験のない一般公募予備自衛官のうち、即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行い基本特技を修得した者を即応予備自衛官に任用（H31.4～）

* 一般公募予備自衛官：予備自衛官補から任用された予備自衛官

(4) 予備自衛官補の技能区分の拡大等（P17参照）

陸上自衛隊にシステム防護（サイバー）、人事（保育士）を拡大（R4.7～）

【雇用企業を支える各種制度】

(1) 即応予備自衛官雇用企業給付金（P18参照）

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業（即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主）に給付金が支払われる制度（H10.3～）

(2) 予備自衛官等協力事業所表示制度（P19参照）

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで予備自衛官等制度に対する社会的な関心・理解を深め、制度の円滑な運営に資することを目的とした制度（H27.12～）

予備自衛官等の充足向上等のための施策③

(3) 雇用主に対する情報提供制度 (P20参照)

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度 (H29.9～)

(4) 雇用企業協力確保給付金 (P21参照)

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給する制度 (H30.10～)

(5) 即応予備自衛官育成協力企業給付金 (P22参照)

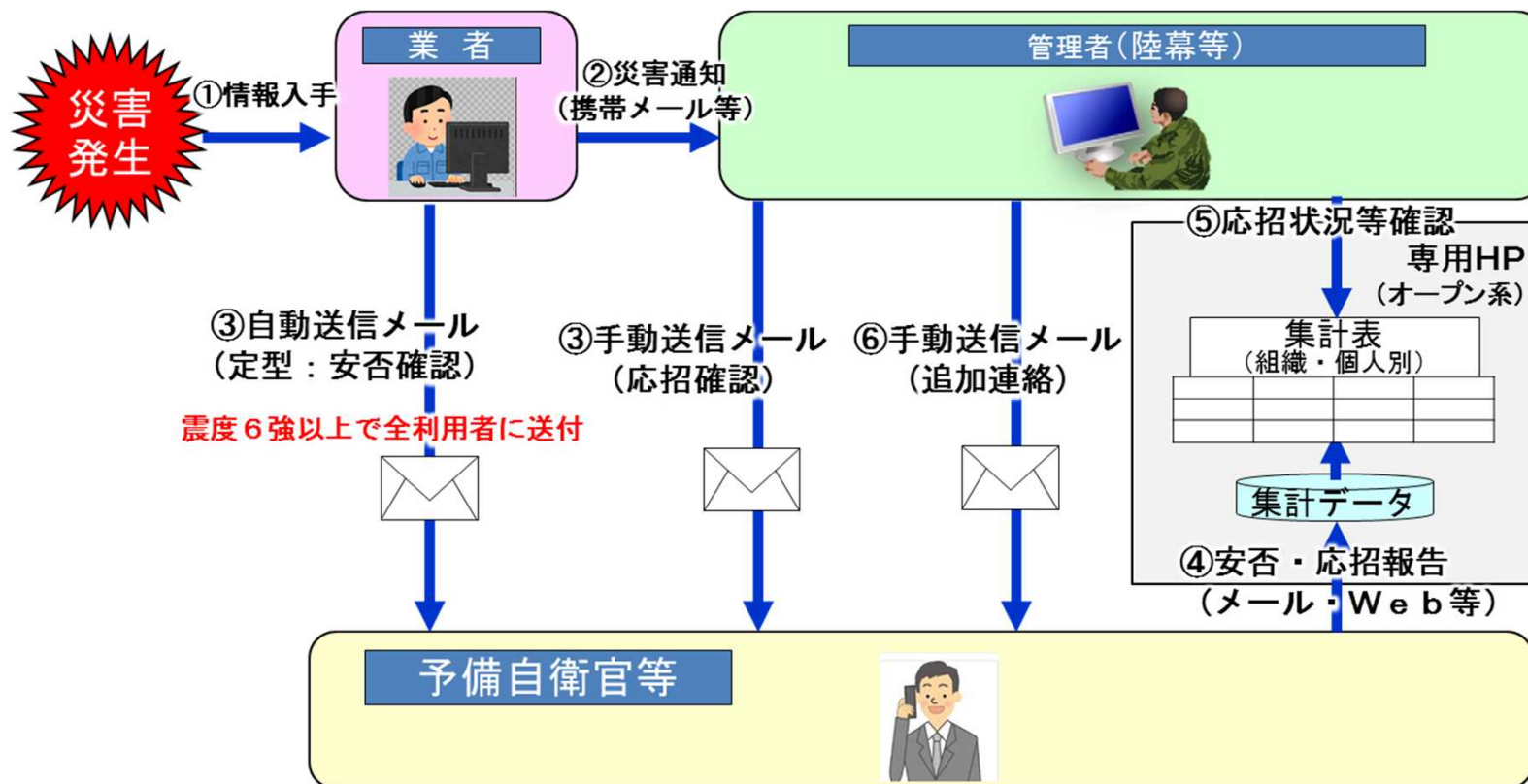
予備自衛官補から任用された予備自衛官が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練(「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間)が必要となり、通常の前備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力を資する給付金制度 (R2.4～)

予備自衛官等応招確認システム

《令和2年4月～》

概要

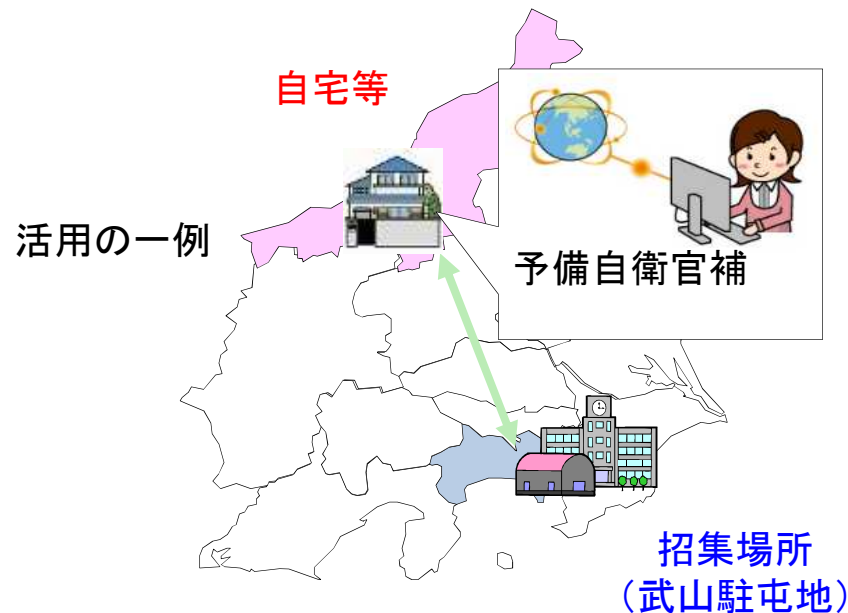
大規模災害発生時における初動に迅速に対応するため、応招確認システムを導入



概要

予備自衛官補（一般）の教育訓練招集による移動及び時間の効率化を図るため、インターネットサービスを活用したeラーニングによる教育を導入

【新潟に居住する予備自衛官補の一例（イメージ）】



- 【メリット】
- 自宅でいつでも輕易に受講可能
 - 自宅と招集場所との移動の負担を軽減
 - 約5日／50日の出頭を効率化

※招集訓練に出頭しないため、教育訓練招集手当の支給の対象とはなりません。

一般公募予備自衛官*から即応予備自衛官への任用

* 一般公募予備自衛官：予備自衛官補から任用された予備自衛官

《平成31年4月～》

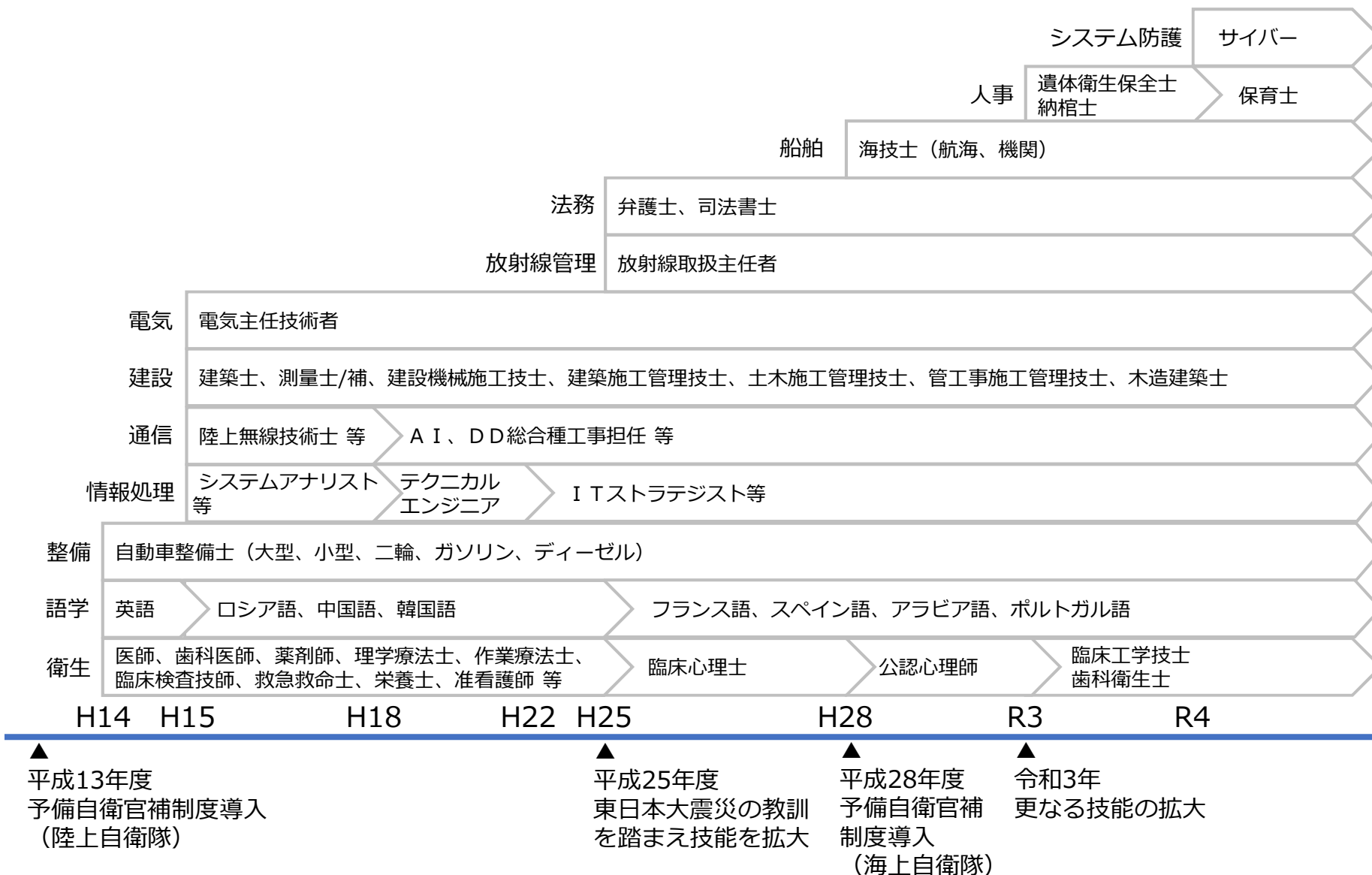
概要

自衛官経験のない一般公募予備自衛官のうち、即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行い基本特技を修得した者を即応予備自衛官に任用



予備自衛官補（技能）の拡大等

- 平成13年度に陸上自衛隊に予備自衛官補制度を導入した以降、技能の種類を順次拡充。
- 平成28年度には海上自衛隊に海技士の資格を有する技能予備自衛官補を導入。



即応予備自衛官雇用企業給付金の概要

《平成10年3月～施行》

概要

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業（即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主）に給付金が支払われます。



支給要件は？※2

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱いをしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

支給要件の確認要領は？

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

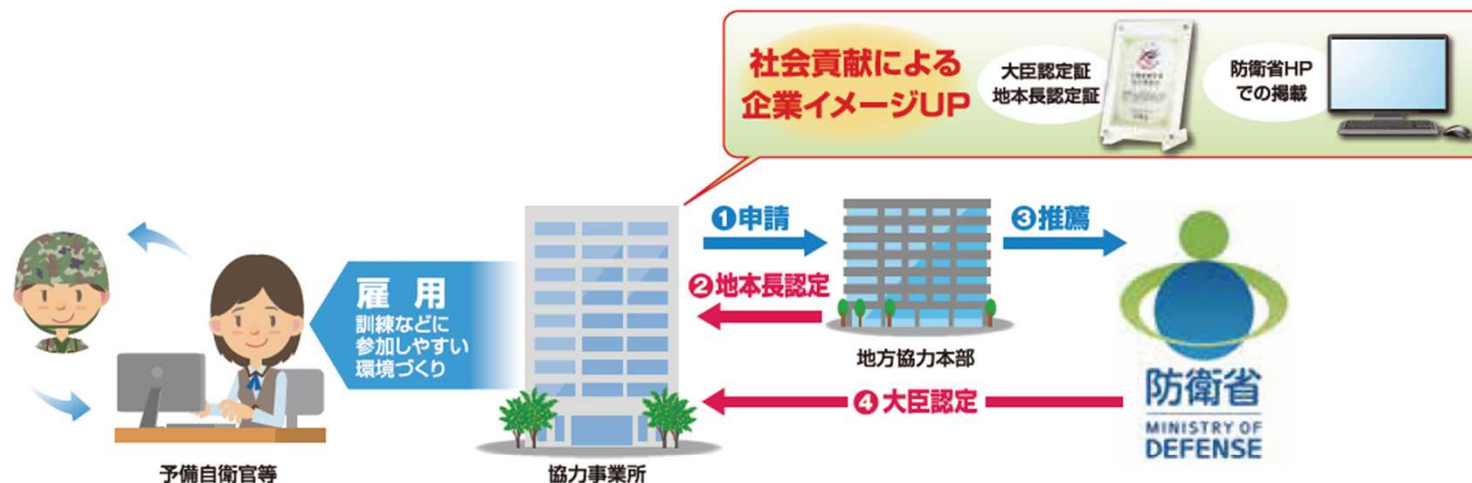
※1：申請を受けた月から、支払いの対象となります。 ※2：支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。

予備自衛官等協力事業所表示制度

《平成27年12月～》

概要

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで予備自衛官等制度に対する社会的な関心・理解を深め、制度の円滑な運営に資することを目的とした制度



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

●地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます)から行います。

●大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

●認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

●認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

※有効期間の猶予期間について

有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、遡って認定が延長されます。

●認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと認められるときには、認定を取り消します。

雇用主に対する情報提供制度

《平成29年9月～》

概要

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度

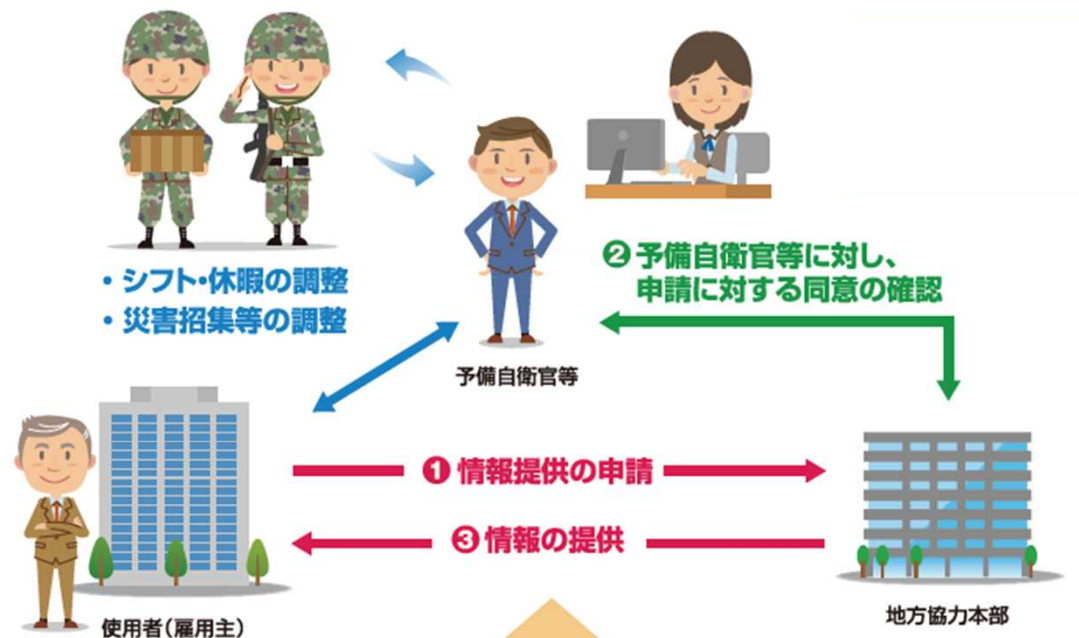
新たな情報提供制度の活用

訓練招集時

従業員である複数の予備自衛官等が同時に訓練で抜けないよう調整

実運用での招集時

- 予備自衛官等を複数雇用している雇用主とのローテーションの調整
- 招集予定期間等を事前にお知らせすることで、招集に対する理解を雇用主から得られる
- 被災した地元と遠方に振り分けての招集



提供する主な情報 (自衛隊法施行規則第86条の4)

訓練招集に関して

参加可能な招集訓練の日程、訓練内容、実施場所等

実運用での招集に関して

招集され自衛官となる期間の見通し等

実運用及び訓練招集に関して

招集中に負傷した場合には、負傷の程度や処置状況等

雇用企業協力確保給付金の概要

《平成30年10月～施行》

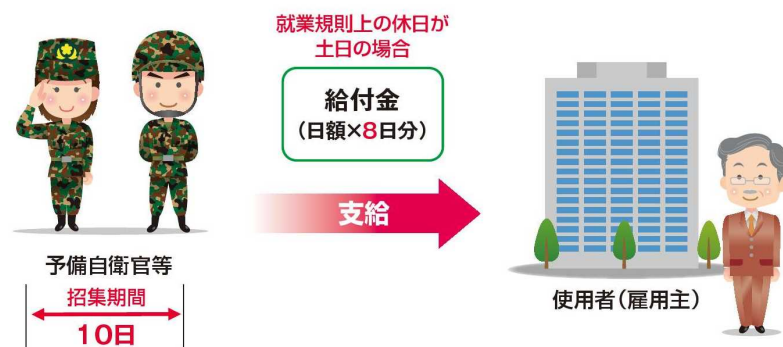
概要

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース

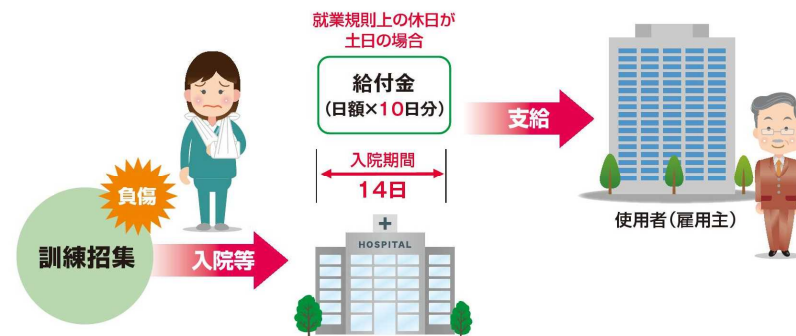
ケース①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合（就業規則における休日は除く）



ケース②招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

ケース①のための招集中又は訓練招集中の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合 (※) 上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかった日数

×

日額 34,000円

※就業規則における休日は除く。※通院等による時間単位の休業補償は支給対象外。

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主(国、地方公共団体及び公共団体は除く)

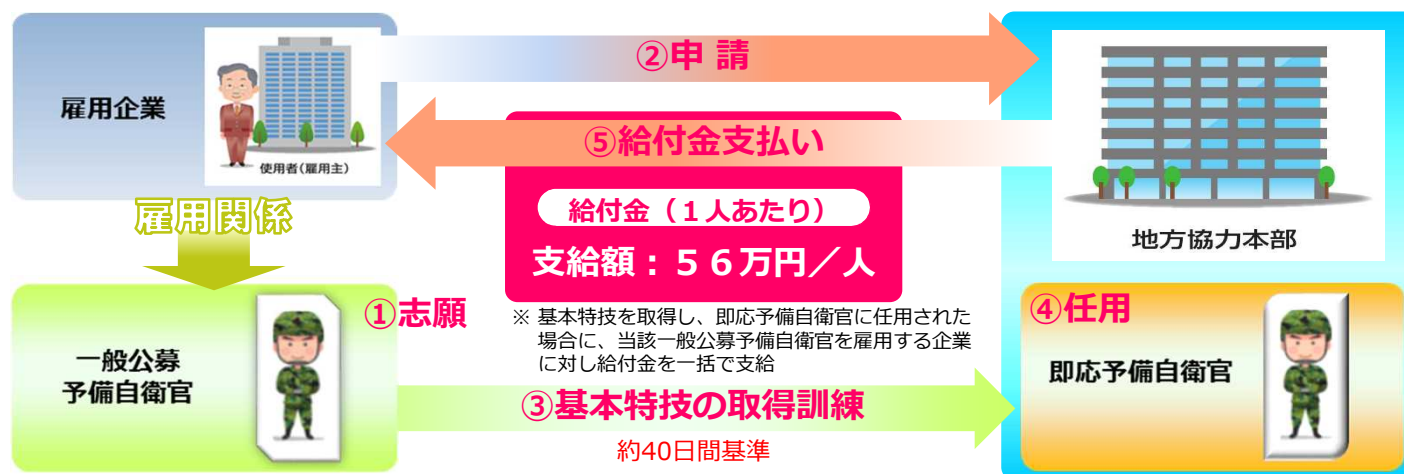
※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。

即応予備自衛官育成協力企業給付金の概要

《令和2年4月～施行》

概要

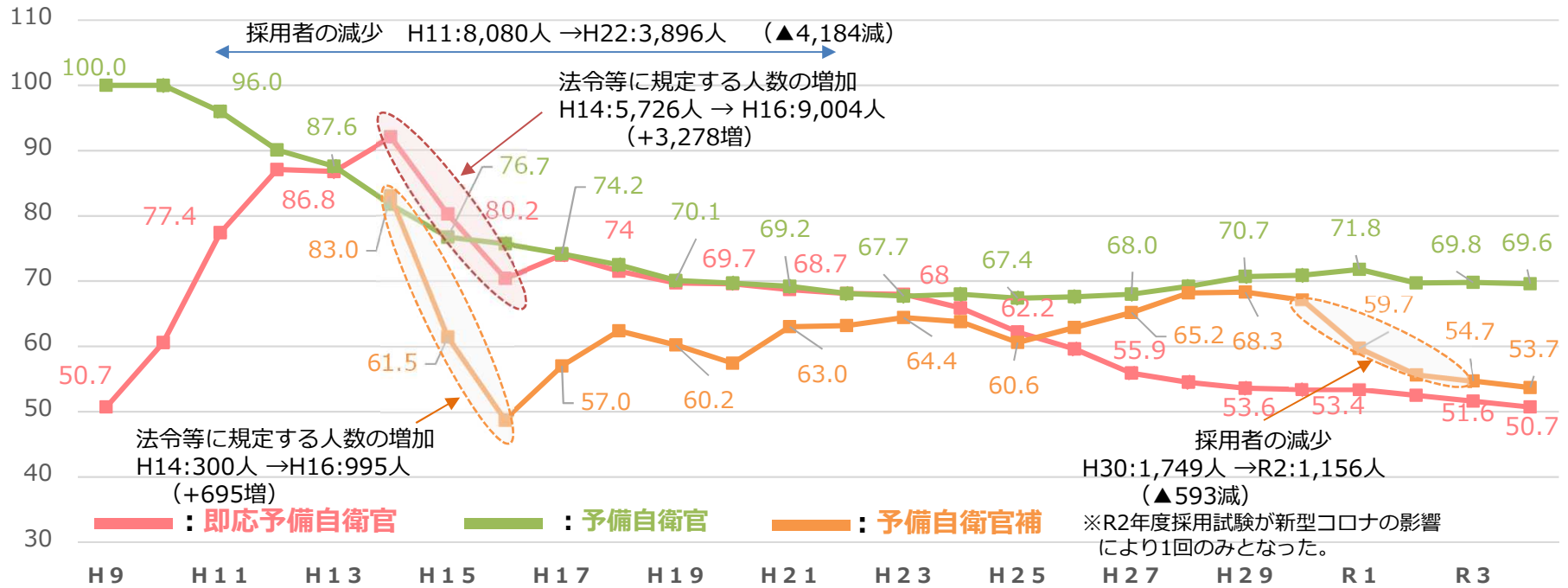
自衛官未経験である予備自衛官（以下「一般公募予備自衛官」という。）が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練（「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間）が必要となります。そのため通常の前備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力に資する給付金制度です。



要件等

- 1 支給対象者:** 一般公募予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び個人事業主
(国・地方公共団体、公共法人及び一般公募予備自衛官本人が個人事業主である場合は除く。)
- 2 支給要件:**
 - ① 一般公募予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - ・ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
 - ② 一般公募予備自衛官が訓練招集等に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
 - ③ 雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。
 - ④ 一般公募予備自衛官が、即応予備自衛官に任用※されたときに雇用関係を有すること。
※ 基本特技「軽火器」又は「迫撃砲」の取得が必要
- 3 支給金額:** **560,000円 (一括支給)**

予備自衛官等の充足向上施策と充足率の関係性



▲ 即自導入 (陸自) ▲ 予備自補導入 (陸自)

▲ 予備自補導入 (海自)

施策

▲ 雇用企業給付金

▲ 協力事業所表示制度の導入

▲ 招集手続きの見直し

▲ 情報提供制度の導入

▲ 雇用企業協力確保給付の導入

▲ 予備自採用要件の見直し

▲ 一般公募予備自から即自への任用

▲ 即自育成協力企業給付の導入

▲ eラーニングの教育の導入

招集した災害等

▲ 東日本大震災

▲ 熊本地震

▲ 7月豪雨

▲ 北海道胆振東部地震

▲ 東日本台風

▲ 新型コロナ

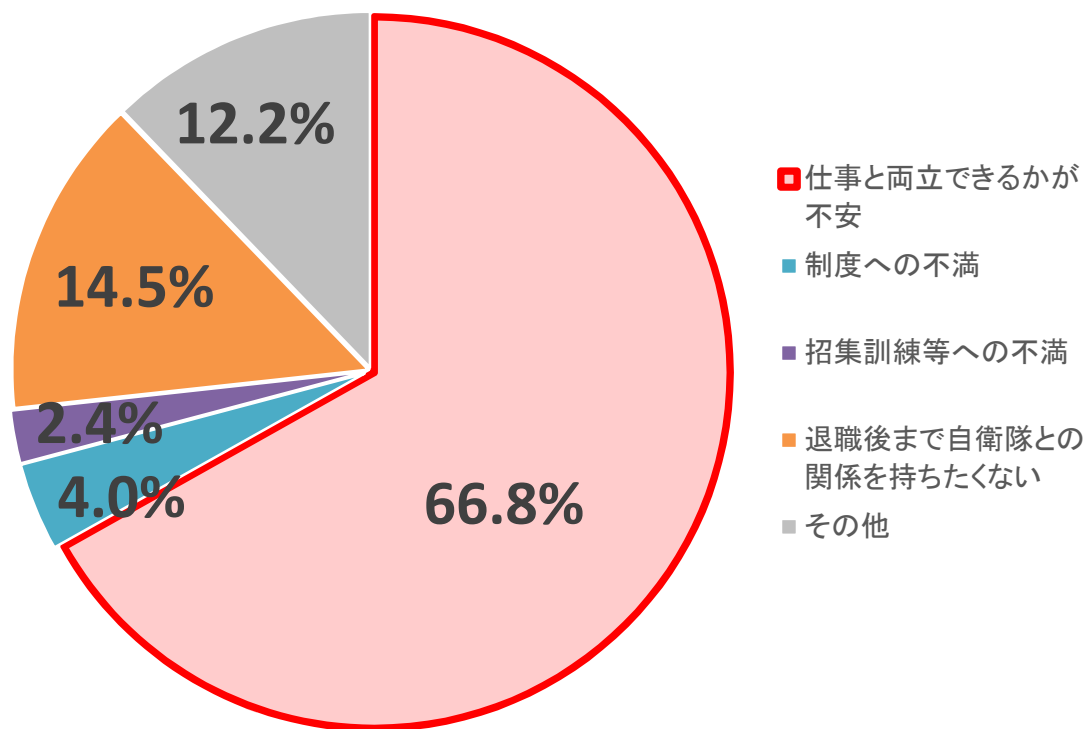
▲ 7月豪雨

予備自衛官等へ志願しない理由(R3年度アンケート結果)

《現役自衛官に対するアンケート結果 (R3年度) 》

【Q. 予備自衛官等に志願しない理由】

- 全体では、「仕事と両立できるかが不安」が66.8%と最も高い。
- 階級区分別で見ると、幹部において「その他」が高い傾向にある。
- 年齢別で見ると、30～39歳、40～49歳において「その他」が高い傾向にあり、50歳以上において「仕事と両立できるかが不安」が高い傾向にある。



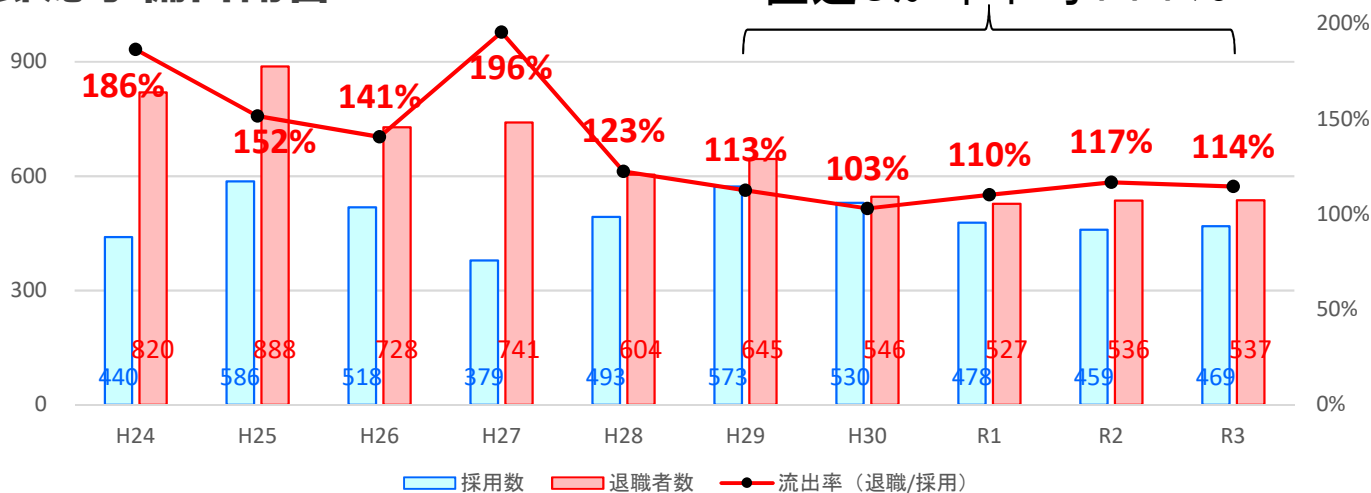
		該当数	仕事と両立できるかが不安	制度等への不満	招集訓練等への不満	退職後まで自衛隊との関係を持ちたくない	その他
全体		621	66.8	4.0	2.4	14.5	12.2
階級区分	幹部	169	60.4	4.7	4.7	5.3	24.9
	准尉・陸曹	180	67.2	3.9	1.7	17.2	10.0
	陸士	261	69.7	3.8	1.5	19.2	5.7
年齢	19歳以下	23	69.6	4.3	0.0	21.7	4.3
	20～29歳	258	69.0	3.5	1.6	18.6	7.4
	30～39歳	104	62.5	4.8	4.8	10.6	17.3
	40～49歳	162	61.1	5.6	2.5	11.7	19.1
	50歳以上	65	75.4	1.5	3.1	10.8	9.2
性別	男	539	66.0	4.3	2.8	14.5	12.4
	女	73	69.9	2.7	0.0	16.4	11.0

予備自衛官等の採用者数・退職者数の比較推移

- 近年、**採用者数（インプット）** に比べ**退職者数（アウトプット）** が多い傾向
- **直近5年の平均流出率**（退職数を採用数で除した割合）が、**即応予備自衛官は111%**と高く、**予備自衛官は99%**とほぼ均衡

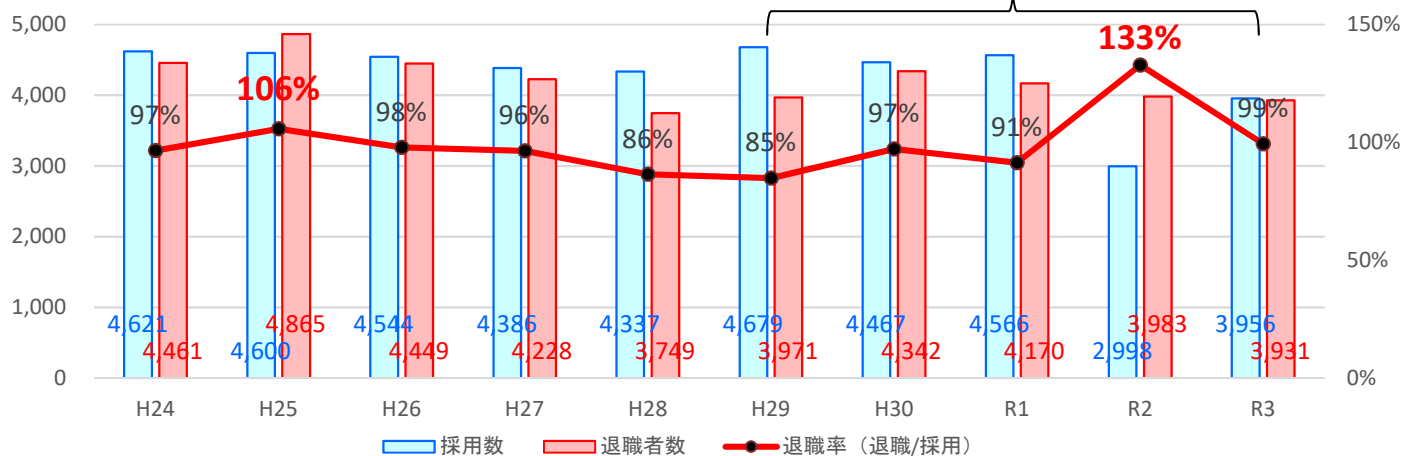
即応予備自衛官

直近5か年平均111%



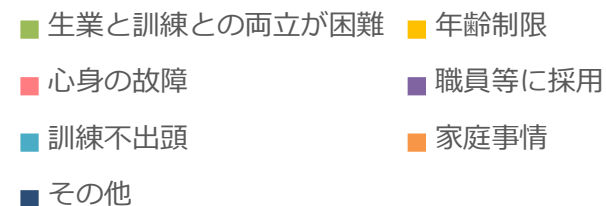
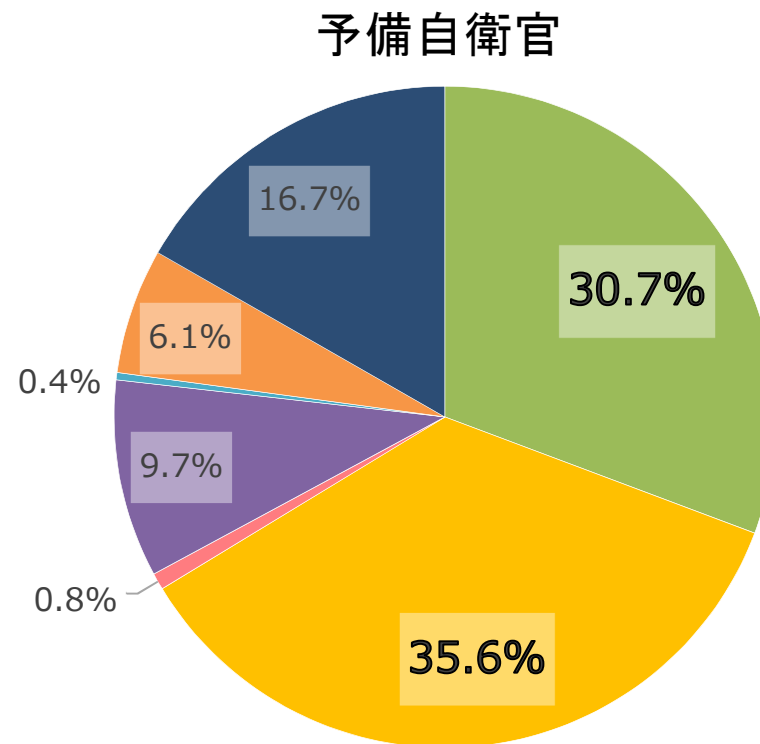
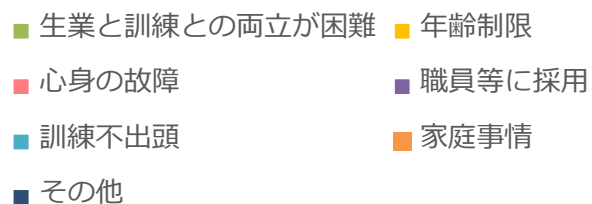
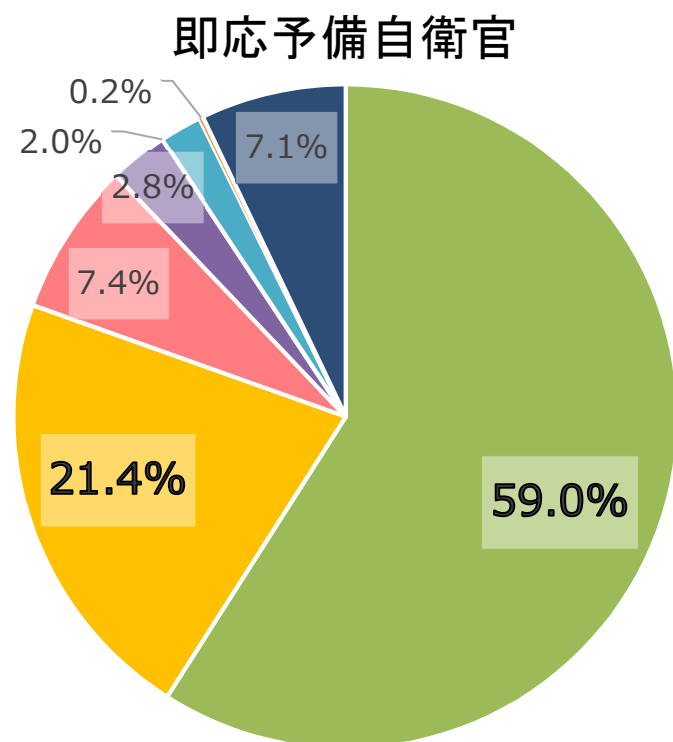
予備自衛官

直近5か年平均99%



即応予備自衛官、予備自衛官の主な退職理由

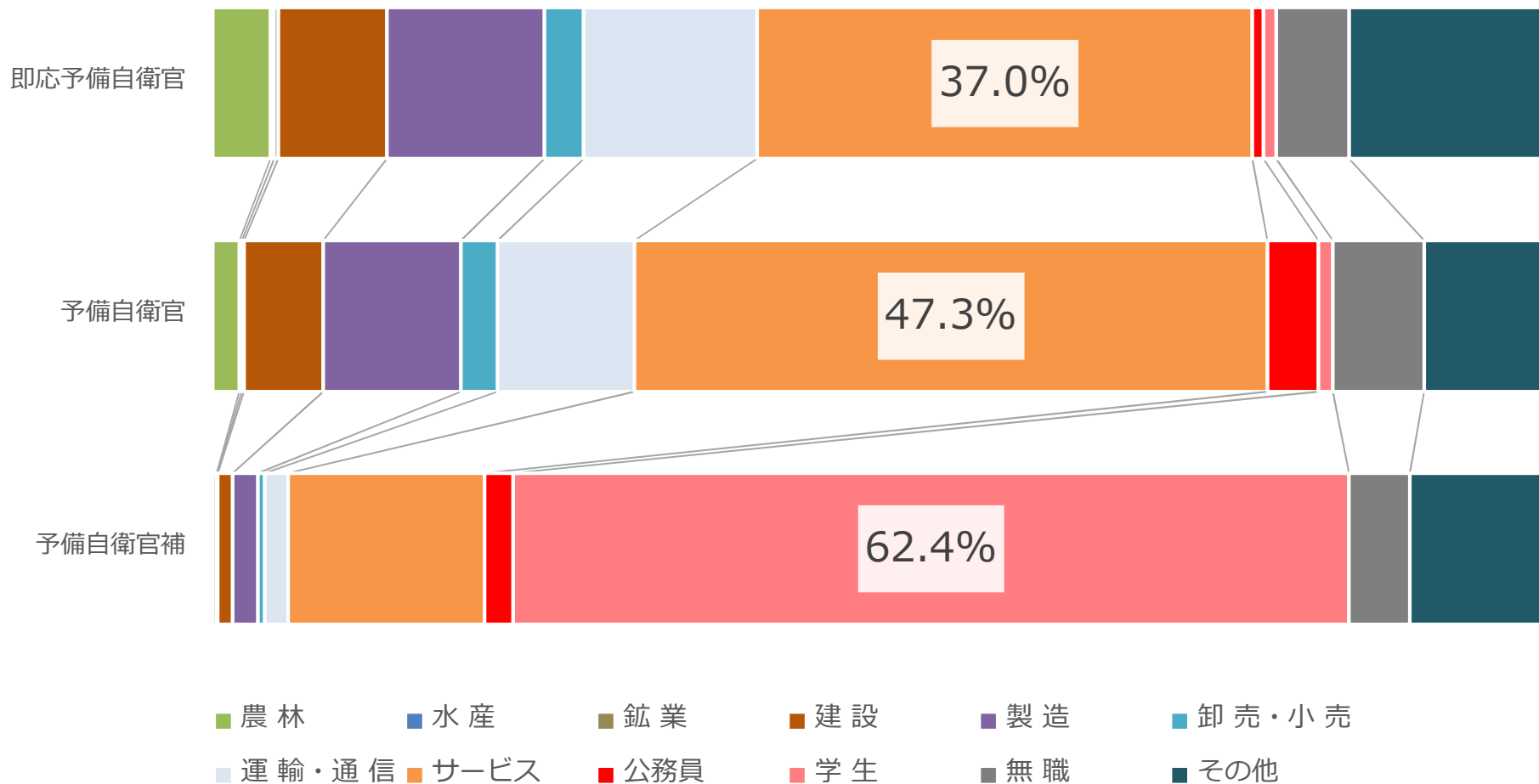
- 令和3年度に退職した即応予備自衛官、予備自衛官の主な退職理由は、「**生業と訓練との両立困難**」及び、現行の「**年齢制限**」の2点である。
 - ・「**生業と訓練との両立が困難**」を理由とする退職者（即応予備自衛官：約6割、予備自衛官：約3割）
 - ・現行の「**年齢制限**」を理由とする退職者（即応予備自衛官：約2割、予備自衛官：約4割）



予備自衛官等の職業別在職状況

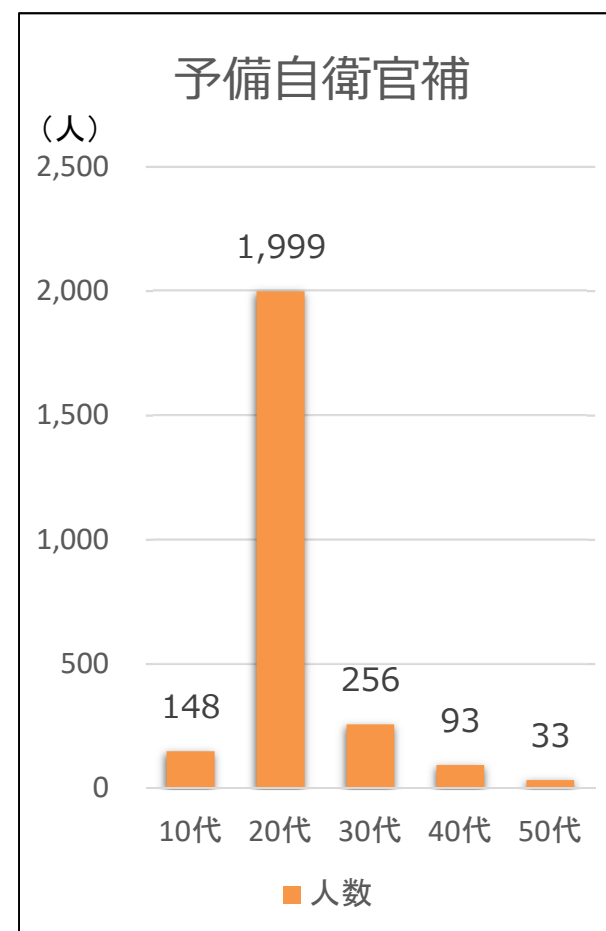
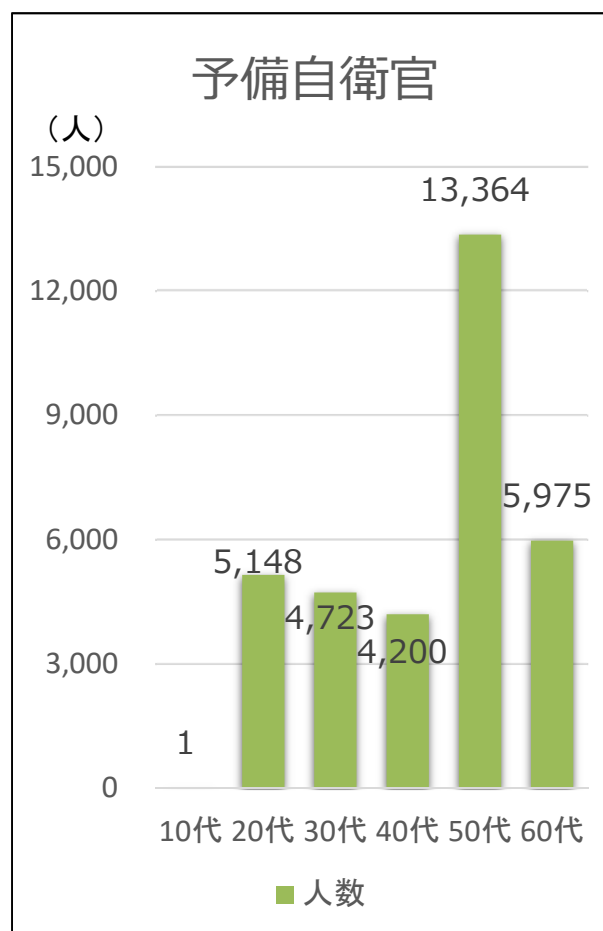
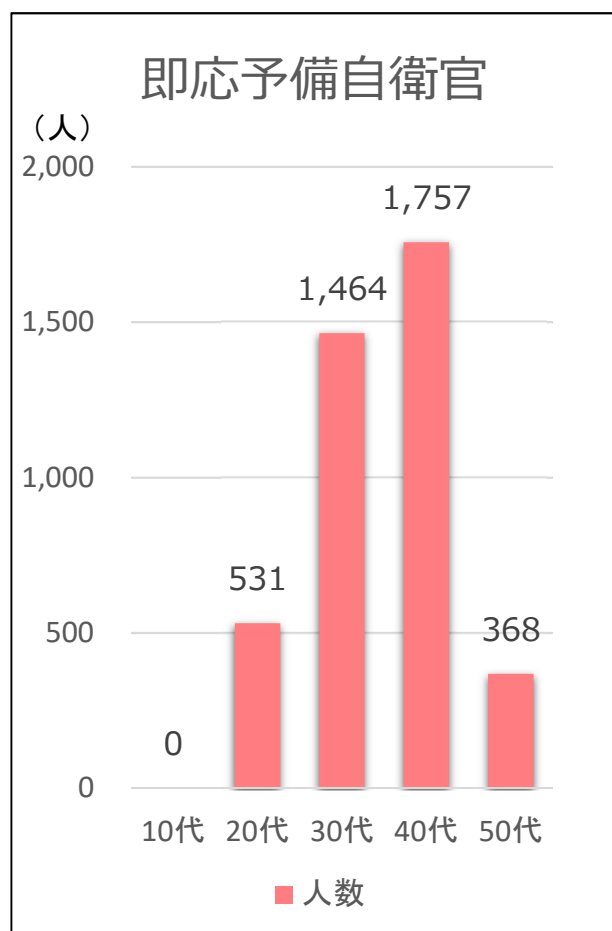
- 令和3年度末に所属している予備自衛官等の職業別在職状況は、即応予備自衛官、予備自衛官はサービス従事者が最も多く、予備自衛官補は学生が最も多い。

(※職業の分類については、総務省の統計基準（日本標準産業分類）を参考に設定)



予備自衛官等の年齢分布

- 即応予備自衛官は、自衛官の定年年齢以前の者しか任用されないため40代以前の者が約9割
- 予備自衛官は、自衛官の定年退職者が主に任用されているため50代以降の者が約6割
- 予備自衛官補は、学生が多いため20代以前の者が約9割



(注) R3年度末の状況

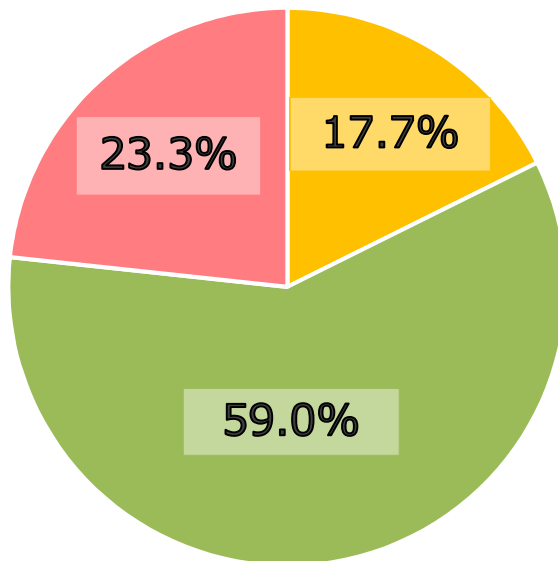
予備自衛官の充足状況（陸海空別）

- 予備自衛官の充足率は陸上自衛隊が70.2%、海上自衛隊が48.0%、航空自衛隊が65.5%であり、海上自衛隊が最も低くなっている。
- 階級区分ごとの所属人員に占める割合は、多少ばらつきがあるものの、極端な違いはない。なお、階級や職種別の人数は法令等に定められていない。

(R5.3.31現在)

陸上自衛隊

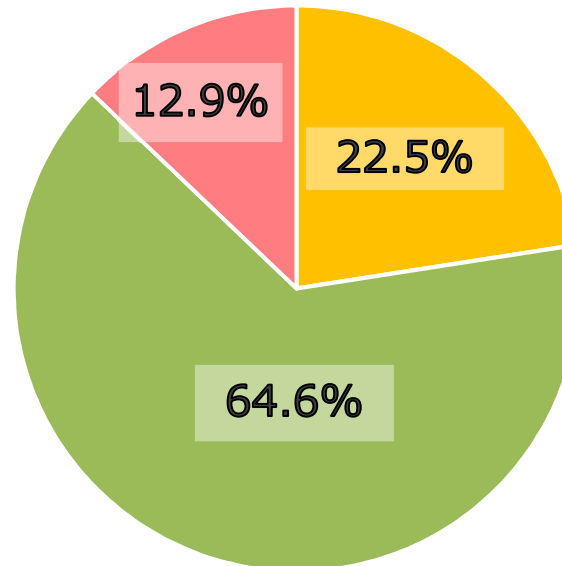
所属人員：32,300人
(充足率：70.2%)



■ 幹部 ■ 准曹 ■ 士

海上自衛隊

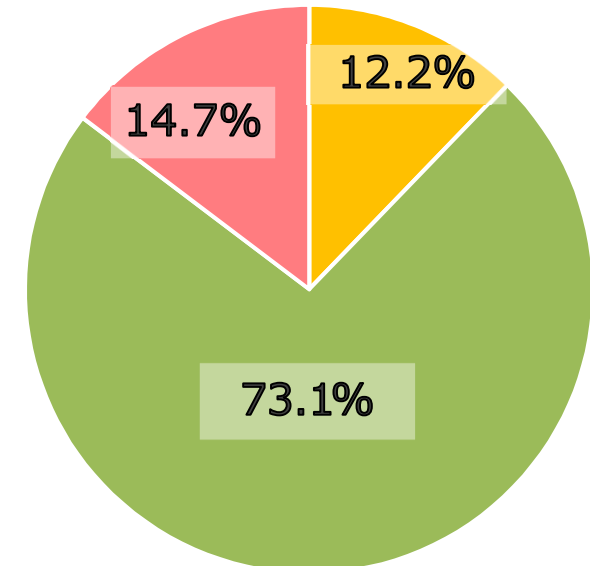
所属人員：5,280人
(充足率：48.0%)



■ 幹部 ■ 准曹 ■ 士

航空自衛隊

所属人員：5,240人
(充足率：65.5%)



■ 幹部 ■ 准曹 ■ 士

即応予備自衛官の訓練一例

個人としての訓練(各個訓練)

精神教育
体育訓練等

2日間×
1回



精神教育



体力検定

小火器射撃
格闘訓練
野外勤務等

2日間×
3回



手榴弾投擲訓練



格闘訓練

特技訓練等

2日間×
4回



ATM射撃訓練



リペリング訓練

部隊としての訓練(部隊訓練)

班レベルの
訓練

4日間×
1回



市街地戦闘訓練



迫撃砲訓練

小隊レベル
の訓練

3日間×
2回



山地機動訓練



攻撃・防御訓練

中隊レベル
の訓練

4日間×
1回



ヘリボン訓練等



防災訓練

- 常備部隊(コア部隊)が訓練を主催し常備自衛官と一体となって、部隊行動を訓練
- 常備部隊(コア部隊)の改編により、新装備への習熟訓練も必要
- 設定された各段階の訓練の日数は分割できない

予備自衛官の訓練一例



- 5日間の訓練を2回に分割可能
- 訓練を担当する常備部隊で年間複数回の訓練が設定され、予備自衛官が自己の都合の良い時期で出頭できる。

予備自衛官補（一般）の教育訓練

第1段階

精神教育、服務、体育
基本教練、戦闘訓練、格闘
野外勤務
5日間 × 4回



訓練開始式



格闘訓練



基本教練



野外勤務(歩哨)

第2段階

野戦築城、戦闘訓練、野外勤務
通信、特殊武器防護
野外衛生及び救急法
5日間 × 4回



戦闘訓練



徒步行進(25km)



特殊武器防護



戦闘訓練(総合)

第3段階

戦闘訓練
武器訓練、射撃
実弾射撃
5日間 × 2回



射撃予習



手榴弾投擲

- 自衛官の**新隊員前期課程と同じ内容**を3年間で実施
- 教育訓練は陸の教育部隊が実施

予備自衛官補（技能）の教育訓練一例

第1段階

精神教育、服務、体育
基本教練、野外勤務
特殊武器防護・野外衛生等
5日間 × 1回



訓練開始式



野外勤務(歩哨)



基本教練



特殊武器防護

第2段階

武器訓練及び射撃
実弾射撃、職務訓練
5日間 × 1回



射撃予習



野外治療



各個訓練



職務概要

- 2年以内で10日の教育訓練を実施
- 教育訓練は陸・海の教育部隊が実施

予備自衛官等の訓練招集以外の招集実績

○平成23年東日本大震災（H23.3.24～6.21）

	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	1,352名	生活支援活動（給水、給食、入浴支援等）、がれき除去、道路復旧、物資輸送、捜索活動
予備自衛官	294名	後方支援（通訳、診療、給食業務）、生活支援活動（給水、給食支援等）

○平成28年熊本地震（H28.4.23～5.2）

	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	162名	生活支援活動（給水、給食、入浴支援、衛生支援等）、物資輸送

○平成30年7月豪雨（H30.7.12～7.31）

	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	311名	生活支援活動（給水、入浴支援、衛生支援等）、がれき除去、道路復旧、物資輸送

○北海道胆振東部地震（H30.9.8～9.23）

	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	251名	生活支援活動（給水、入浴支援、巡回ケア等）、物資輸送

○令和元年東日本台風（台風第19号）（R1.10.15～11.8）

	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	361名	生活支援活動（給水、入浴支援等）、がれき除去、道路復旧、物資輸送等
予備自衛官	52名	後方支援（衛生支援、法律相談等）等

○新型コロナウイルス感染症（R2.2.18～3.12）

	活動人数	主な活動内容等
予備自衛官	10名	帰国邦人等に対する衛生支援、自衛隊病院における医療支援等

○令和2年（2020年）7月豪雨（R2.7.7～7.19）

	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	300名	災害廃棄物の除去、輸送支援等
予備自衛官	54名	災害廃棄物の除去、輸送支援、医療支援等

予備自衛官等の訓練招集以外の招集実績（活動状況）



災害招集命令書の交付
(H23年東日本大震災)



捜索活動
(H23年東日本大震災)



通訳支援
(H23年東日本大震災)



衛生支援
(H28年熊本地震)



がれき除去
(H30年7月豪雨)



給水支援
(H30年北海道胆振東部地震)



入浴支援
(R元年東日本台風)



医療支援
(R2年新型コロナウイルス感染症)



巡回診療
(R2年7月豪雨)

予備自衛官等の処遇

※手当は課税対象になります。

即応予備自衛官

手当総額 約50万～60万円／年

即応予備自衛官手当

月額：16,000円

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給。ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

勤続報奨金

1任期：120,000円

1任期（3年）を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として120,000円が支給されます。

訓練招集手当

階級	日当	階級	日当
2等陸尉	14,200円	2等陸曹	12,600円
3等陸尉	13,700円	3等陸曹	11,300円
准陸尉、陸曹長及び1等陸曹	13,200円	陸士長及び1等陸士	10,400円

予備自衛官

手当総額 88,500円／年

※常備自衛官から退職後、1年未満で任用された場合、任用1年目は、1日間訓練参加で56,100円支給されます。

予備自衛官手当

月額：4,000円

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給。ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

訓練招集手当

日額：8,100円

年間5日間訓練に出頭すると40,500円が支給されます。

※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への基本特技取得のための訓練招集手当は日額：8,300円

予備自衛官補

手当総額 一般：440,000円／3年

技能：88,000円／2年

教育訓練招集手当

日額：8,800円

教育訓練に応じると手当が支給されます。

※eラーニングによる受講については、手当は支給されません。

※令和2年度以降の高卒程度の新試験合格者が対象となります。

その他

招集旅費、被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。